

## 第17回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成21年3月30日(月)

13:30～15:30

議事堂 601特別委員会室

### 1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例について

#### (1) 執行部意見聴取

### 2 その他

#### 添付資料

資料1 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、見直しの一覧表

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定又は運用の在り方について、**見直しの一覧表**

. 現行の条例の規定の見直し関係等

<現行>				<見直し案>			
事項	報告時期	対象	HP掲載	報告時期	対象	HP掲載	
予算に関する資料 (第5条関係)	予算に関する補助金等に係る資料			1. 予算に関する補助金等に係る資料については、現行どおりとする。 なお、同資料をHPに掲載するなどして、公表することとする。	・ 予算提出時	・ 1千万円以上	-
	・ 予算提出時	・ 1千万円以上	-				
交付決定実績調書 (第6条関係)	交付決定実績調書			2. 交付決定実績調書については、報告対象の金額は5億円以上とし、報告時期は各定例会の年2回とする。 なお、HPへの掲載などによる公表は、現行どおり7千万円以上のものを対象とする。	・ 各定例会(年2回) (2、9月会議)	・ 5億円以上	7千万円以上
	・ 各定例会の各会議 (2、6、9、11月会議)	・ 7千万円以上					
評価 (第7条関係)	補助金等評価結果調書(第7条第1項関係)			3. 評価は、年次報告の中で整理して議会に報告するものとする。	-	-	-
	・ 第2回定例会(9月会議) 会計年度終了後6月以内に評価を行い、結果を議会に報告	・ 7千万円以上					
	継続評価実施計画等(第7条第3項関係)			4. 継続報告は廃止し、事業年の終了後に評価して、議会に報告することとする。	-	-	-
	・ 第2回定例会(9月会議) 会計年度終了後6月以内に評価を行い、結果を議会に報告	・ 継続して評価が必要なもののうち、7千万円以上					
年次報告 (第8条関係)	補助金等の交付実績			5. 年次報告において、 <u>交付実績(1千万円以上)及び評価結果(7千万円以上)</u> を報告することとする。 報告時期は、会計年度終了後6月以内と、厳格化することとする(現行、年次報告は毎年1回)。  年次報告の評価結果(7千万円以上)において、 <u>予算時の交付予定額と交付実績額とが対比ができるよう様式の修正を図る。</u>	・ 第2回定例会(9月会議) <u>会計年度終了後6月以内に評価を行い、結果を議会に報告</u>	・ 交付実績については1千万円以上 ・ 評価結果については7千万円以上	
	・ 第2回定例会(9月会議) 毎年1回、前年度における補助金等の実績について取りまとめ、議会に報告	・ 1千万円以上					

. その他

報告の様式について、同じ内容の評価が列挙されているものなどの整理、統合等を図る。

補助金等の交付対象から暴力団等を排除することについて、条例において規定する。

「三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例」の検討会案に関する意見

現行の条例の規定の見直し関係等

見直し事項	検討会見直し案	執行部意見
1 予算に関する補助金等に 係る資料(第5条関係:1号 様式)	予算に関する補助金等に 係る資料については、現行ど おりとする。なお、同資料を HPに掲載するなどして、公表 することとする。	HP掲載時期は、議員への配 布時とする。 議員への配布物と同内容の ものをHPに掲載する。 HP掲載時には、「見込みであ るので交付決定とは異なる可 能性がある」旨を(注)とし て掲載する。なお、見込み 段階でHPに掲載すること になることから、1号様式 については、現在と同様に 「補助事業者等の氏名及び住 所」の欄を必要に応じて「未 定」、「関係事業者」など とする。
2 交付決定実績調書(第6条 1項関係:2号様式)	交付決定実績調書について は、報告対象の金額は5億 円以上とし、報告時期は各 定例会の年2回とする。 なお、HPへの掲載などに よる公表は、現行どおり7 千万円以上のものを対象と する。	
3 補助金等評価結果調書(第 7条第1項関係:3号様式)	評価は、年次報告の中で整 理して議会に報告させるも のとする。	
4 継続評価実施計画(第7条 3項関係3-1号様式)	継続報告は廃止し、事業年 の終了後に評価して、議会 に報告させるものとする。	
5 補助金等の交付実績に関 する「年次報告」(第8条第 1項2号関係:4-2号様 式)	年次報告において、交付実 績及び評価結果を報告する こととする。 報告時期は、会計年度6月 以内と、厳格化することと する(現行、年次報告は毎 年1回)。	

その他

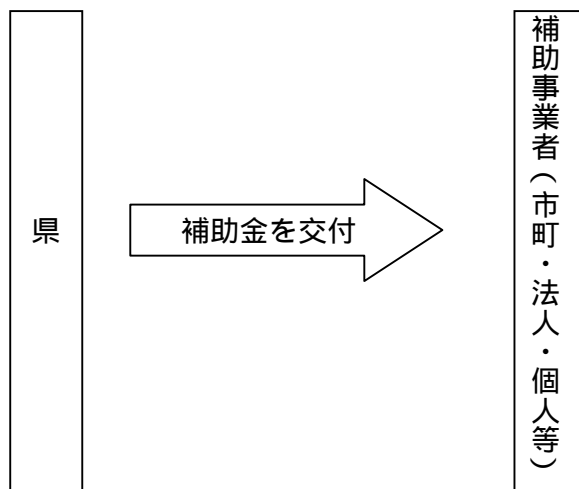
事項	見直し案	見直しに対する意見
報告の様式について見直し を検討する	同じ補助金の中で記載内容 が重複するものの整理又は 統合を図る。 年次報告の評価結果におい て、予算時の交付予定額と 交付実績額とが対比できる ように修正を図る。	「同上」表示又は補助メニ ューごとに集約する。(例: 「補助金(補助金名)××× 協会(補助事業者名)外2 件」などと記載する。 予算編成時の1号様式につ いては、「補助事業者等の氏 名及び住所」の欄を必要に 応じて「未定」、「関係事 業者」とすることから、す べての事業者において「交 付予定額」と「交付実績額 」とを1対1で対比すること は、困難であるとする。 したがって、3号様式(補 助金等評価結果調書)にお いては、補助メニューごと に「交付決定額」と「交付 予定額」との対比を行うこ ととしてはどうか。
補助金等の交付対象から暴 力団等を排除することにつ いて、条例において規定す る。執行部には、そのため の所要の措置を求める。		執行部資料2参照

補助金等のメニューには様々な種類、形態があり、その趣旨、目的、制度なども多岐にわたるものであるが、大きく3つのケースに分けて課題、問題点等の整理を行った。

一 課題、問題点等

【ケース1】

県が補助金等を交付する直接の相手方（補助事業者：市町、法人、個人等）から暴力団を排除する場合



【課題、問題点等】

(1) 補助金の目的・趣旨・内容等の検討

補助金が国の制度に基づくものである場合、法律等に規定されている以上に制限を加えることができるかどうかという問題があるが、県の裁量に委ねられているものについては、暴力団を排除することは、制度的には可能であると考えられる。

しかし、一例を挙げれば、基本的人権に係るもの（例えば、治療に対する給付など）については排除することは適切ではないと考えられ、具体的に暴力団等を排除する場合には、個々の補助金ごとにその目的・趣旨・内容などを検討する必要がある。結果によっては、暴力団等を一律に、形式的に排除することが適切ではないと判断される補助金等もあり得る。

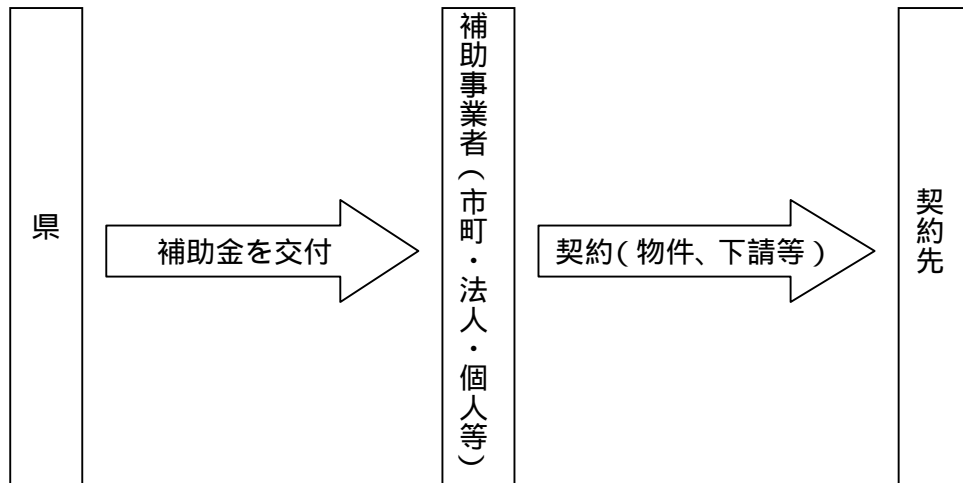
(2) 排除の範囲

暴力団等の排除をどの範囲まで行うのかについても検討を要する。

例えば、交付決定先が法人、組合の場合に、代表者、役員、さらには重要な使用人や影響力のある暴力団員等のどこまでを排除の対象範囲とするのか、暴力団員等の扶養者についても排除の対象とするのか、などについて検討を要する。

### 【ケース2】

県が補助金等を交付する直接の相手方（補助事業者：市町、法人、個人等）のみならず、補助事業者が行う契約先（物件、工事請負契約、民民の契約）からも暴力団を排除する場合



### 【課題、問題点等】

ケース1に加え、以下の課題、問題点が考えられる。

#### (1) 排除の範囲

県から交付決定を受けた補助事業者が結ぶ契約先等のどこまでを暴力団等排除の対象と考えるのか(民民契約、下請関係のどこまでを排除の対象とするのか)という問題がある。

#### (2) 確認の困難性

多岐にわたる補助金等の交付先(市町、法人、個人等)の、さらにその先の契約先、下請先などが暴力団等であるか否かを確認するには、契約先の情報を事前に、(市町、法人、個人等の)補助事業者を通じて県に報告させる必要がある。

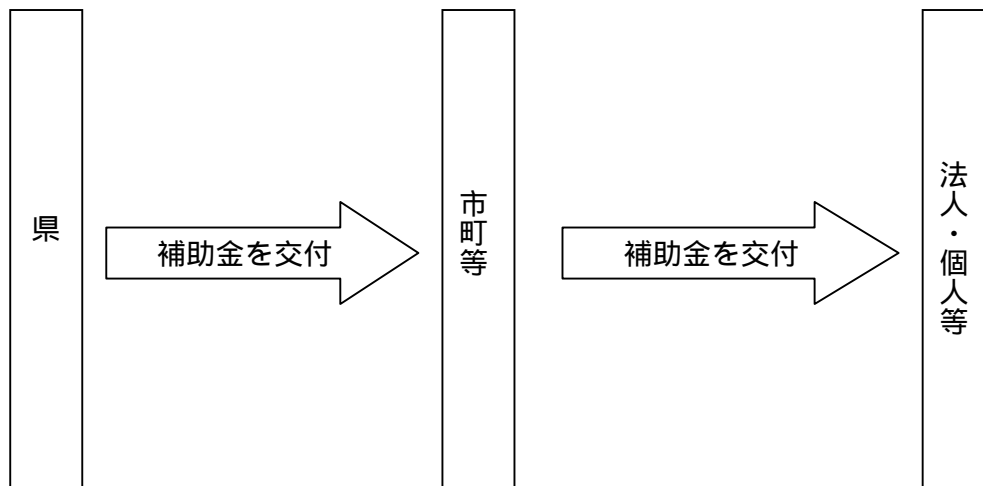
しかし、契約先、下請関係などが固まっていない場合は県の交付決定が遅れてしまう。

また、すべての契約、下請関係を確認するとなると、大量の個人情報を含む添付書類(申請書類等に契約書、施工体制台帳、住民票等)の提出を求める必要が生じ、個人情報等の重要情報の管理が必要となる。

こうしたことから、事前に暴力団等の排除を徹底するとなると、補助金事務の効率的な執行に支障をきたすおそれがある。

### 【ケース3】

市町等が主体的に行う事業に対して県が補助金等を交付する場合において、市町等のみならず、市町等が交付決定する相手方（例えば、浄化槽設置者、木造住宅耐震補強工事補助対象者個人）からも暴力団等を排除する場合



### 【課題、問題点等】

#### (1) 市町等の体制

事業主体はあくまでも市町であることから、市町等の協力が必要となってくるため、市町においても県と同様の検討を行ない、市町等が暴力団等の情報を確認できる体制を整える必要がある。

#### (2) 県の確認等

県が確認を行うとしても、現状では、一般的に、補助金申請の方法が包括申請であり、申請時に個人情報等の添付までは求めていないため、県の交付決定前に市町等が交付決定する相手方を把握することは現実的に困難である。仮に、申請時に個人情報等の添付を求めるにしても、ケース2と同様に、確認作業が膨大なものとなり、補助金事務の効率的な執行に支障をきたす。

## 二 まとめ

補助金等の交付対象から暴力団を排除すること自体については異論はないが、条例にその旨を規定する場合には、制度的に運用可能なものであることが必要であると考えられる。

現時点においては、【ケース2】と【ケース3】は、運用は困難であると考えられることから、【ケース1】(県が補助金等を交付する直接の相手方から暴力団を排除する場合)を前提として、さらに個々の補助金等の性格を踏まえ、どのような制度運営や、条例、規則、要綱等が適切かを、検討させていただきたい。

なお、検討に当たっては、検討会における議論を踏まえ、議会事務局を通じて調整をさせていただきたく考える。